

滋賀の子どもの声調査（標本調査）

Q & A

Q1 この調査は、必ず答えないといけないのですか。

A1：調査への回答は任意です。滋賀県の子ども政策をより良くしていくためにご協力をお願いします。

Q2 どのようにして対象者に選ばれたのですか。

A2：<小学5年生・中学2年生>

県内の小学校（特別支援学校小学部を含む）、中学校（特別支援学校中学部および中等教育学校前期課程を含む）の学級（クラス）を無作為抽出※し、その学級（クラス）のみなさまに、各学校を通して調査票を配布しています。

<高校2年生世代（16～17歳）>

住民基本台帳から無作為抽出※した1,000人のみなさまのご家庭に調査票を送付しています。

※無作為抽出とは…

たくさんの人の中から、だれが選ばれるかわからないようにして、対象者を選ぶことです。

Q3 本人の同意なしに、県が市町から氏名や住所等の情報提供を受けることができるのですか。また、その根拠は何ですか。

A3：統計作成の目的であれば、国の法律や県の条例において、本人以外から情報提供を受けることができると定められています。市町から提供を受けた情報は、調査目的以外には一切利用しません。

（根拠条文：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項4号、滋賀県個人情報保護条例8条5号）

Q4 調査した内容はどのように利用されるのですか。

A4：集計が終わり次第、調査結果について滋賀県のホームページで公表します。また、滋賀県の子ども政策をさらに良くしていくために、本調査や関連する事業の目的にのみ活用させていただきます。

Q 5 調査に答えた内容から個人は特定されますか。

A 5 : 本調査は無記名で行い、回答内容は統計的に処理されますので、個人を特定されることや外部に知られることはございません。